

貝塚市イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のイメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン及び名称)

第2条 キャラクターのデザイン及び名称は、次のとおりとする。

デザイン 別に定めるマニュアルのとおり

名称 つげさん

(著作権等)

第3条 キャラクターに関する著作権その他の一切の権利は、貝塚市に帰属する。

(使用対象者等)

第4条 キャラクターを使用することができるものは、個人（年齢20歳以上の者に限る。）及び団体で、市長の承認を受けたものとする。

2 キャラクターは、自己の商品又は景品の本体、包装又は広告物においても使用することができる。

(使用の条件)

第5条 キャラクターの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に定めるデザイン及び名称を使用すること。
- (2) キャラクターを第2条に定めるデザイン及び名称により、又は改変して商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。
- (3) キャラクターの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承しないこと。
- (4) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物品（以下「使用物品」という。）について、本市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等本市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
- (5) 使用物品の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。

(使用に係る料金)

第6条 キャラクターの使用は、無料とする。

(使用の申請)

第7条 キャラクターの使用の申請は、貝塚市イメージキャラクター使用申請書（様式第1号）を市長に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) キャラクターの使用方法等の詳細を記載した企画書及び見本・イメージ図
- (2) 当該申請を行った者（以下「申請者」という。）の事業（活動）内容・事業（活動）実績が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請をすることを要しない。ただし、キャラクターを変形し、省略し、改変し、若しくは切除する場合又はキャラクターの上に文字、イラスト等の他の要素を重ねて使用する場合はこの限りでない。

- (1) 貝塚市及び貝塚市教育委員会が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 営利を目的としない個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が申請をすることを要しないと認めるとき。

(使用の承認)

第8条 市長は、前条に掲げる申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、貝塚市イメージキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、条件を付すことができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承認しないこととし、貝塚市イメージキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教を支援する活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (4) 本市の品位を傷つけ、信用を害し、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用を不相当と認める場合

(使用の期間)

第9条 キャラクターを使用する際の期間は、市長が使用を承認した日から最長3年間とする。ただし、使用期間が終了する1月前までに申請者から別段の申出がないときは、使用期間を自動的に3年間延長するものとし、以降も同様とする。

(完成見本の提出)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該承認に係る使用物品の完成見本の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本に代えることができる。

(承認内容の変更)

第11条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ貝塚市イメージキャラクター使用内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは貝塚市イメージキャラクター使用内容変更承認通知書（様式第5号）を、承認

しないときは貝塚市イメージキャラクター使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（使用物品の製造の委託）

第12条 使用者は、使用物品の製造を第三者に委託するときは、受託者がこの要綱に違反することがないように管理監督する責任を負うものとする。

（類似物品への使用承認）

第13条 市長は、既に使用承認をした使用物品と同一又は類似の物品について、当該使用承認を受けた者（以下「既承認者」という。）以外のものから第7条第1項の規定による申請があった場合であっても、使用承認をすることができる。

2 前項の場合において、既承認者は、当該使用承認に対して異議を述べることができない。

（違反行為の是正）

第14条 市長は、使用者が承認通知書若しくは変更承認通知書に定める条件又はこの要綱に違反すると認めるときは、使用者に対し、その是正を求めることができる。

2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用承認の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

（1） キャラクターの使用の内容が第8条第3項各号に掲げる事項に該当すると認めるとき。

（2） 虚偽その他不正な方法により使用承認を受けたとき。

（3） 前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。

（4） 第10条第1項の規定による完成見本又は第11条第1項の規定による申請書の提出を怠ったとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、直ちに、キャラクターの使用を中止しなければならない。

3 市長は、承認取消者に対し、当該取消しに係る使用物品の回収を求めることができる。

4 前項の規定による回収に要する費用は、承認取消者が負担するものとする。

（免責）

第16条 市長は、キャラクターの使用又は内容の変更に係る不承認の決定によって申請者に生じた損失について損害賠償の責めを負わない。使用承認の取消しによって承認取消者に生じた損失についても、また、同様とする。

2 市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損失について損害賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。

（使用状況の報告）

第17条 キャラクターを商品に使用し、販売を行った場合で、市長が必要があると認めるときは、使用者は市長が付する条件に従い、貝塚市イメージキャラクター使用報告書（様式第7号）により当該使用の状況を報告しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に使用するキャラクターの使用について適用する。(平成25年5月28日施行)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。(平成27年10月8日施行)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。(令和3年2月1日施行)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。